

議案第 31 号

三田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 2 年 2 月 18 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三田市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年三田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「、連帯保証人と連署した請書（連帯保証人と連署できない特別の事業のある規則で定める者にあつては、請書）を提出し、」を削る。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第40条第3項中「年5分」を「法定利率」に改める。

別表第1木造住宅の項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三田市営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第40条第3項の規定は、この条例の施行の日以後の明渡しの請求に係る利息について適用し、同日前の明渡しの請求に係る利息については、なお従前の例による。

（小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

3 小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例（昭和50年三田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第11条（第3項を除く。）から第14条まで」を「第11条（第3項を除く。）、第13条、第14条」に改める。

（小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 前項による改正後の小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例第9条の規定により準用する新条例第40条第3項の規定は、この条例の施行の日以後の明渡しの請求に係る利息について適用し、同日前の明渡しの請求に係る利息については、なお従前の例による。